

生駒市随意契約ガイドライン

平成 21 年 1 月 1 日制定
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日
契約検査課

生駒市随意契約ガイドライン

【策定の趣旨】

本ガイドラインは、本来地方自治体の契約は競争入札が原則であることを再認識し、例外事項である地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項の随意契約（主として市の支出を伴うもの）を行う場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性を確保し市民に対する説明責任を果たすとともに、安易な随意契約を行うことのないよう、施行令に適応する指針とするため作成したものである。

各発注課において、随意契約を採用することとした場合は、本ガイドラインに基づき、発注に至る経緯、積算根拠、根拠規定（施行令第167条の2第1項第1号から第9号。以下「第1号、第2号、第9号」という。）、当該規定を採用した理由及び委託業務における内容等を整理し、随意契約理由書チェック表及び委託業務随意契約確認表（委託業務の場合に限る。）を用いて、随意契約理由書に明確に記録することとする。

なお、本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項の対象となる可能性のある主な工事や委託の態様を例示したものである。したがって、随意契約方式を適用することができる工事や委託は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

第1 随意契約理由書、委託業務随意契約確認表及び随意契約理由書チェック表の作成

随意契約理由書（様式第1号）（以下「理由書」という。）、委託業務随意契約確認表（様式第2号）（以下「確認表」という。）及び随意契約理由書チェック表（様式第3号）（以下「チェック表」という。）は、随意契約とした理由又は委託業務における確認事項の適否について、随意契約を行う発注担当課が契約締結時に作成のうえ添付し、課内の決裁を経て、契約検査課長の合議を経るものとする。ただし、下表に示す事由に該当するものは、基準欄のとおり取り扱うものとする。

事 由	基 準
(1) 予定価格が1,000万円未満の契約	・ 契約検査課長の合議省略
(2) 予定価格が 50万円未満の契約 予定価格が 50万円未満の委託業務契約	・ 理由書の省略可（様式第1号） ・ 確認表の省略可（様式第2号） ・ チェック表の省略可（様式第3号）

注)単価契約（リース契約を含む。）については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されているものについては、その予定総支出額による。（以下同じ。）

第2 見積徴取について

随意契約をする場合は、生駒市契約規則(昭和39年生駒市規則第6号。以下「規則」という。)
第17条第1項に定めるとおり「なるべく2名以上の者から見積書を徴するものとする。」となっており、この場合において、予定価格により下表に掲げる基準で取り扱うものとする。

予定価格	見積徴取者数
5万円未満	省略可
5万円以上～50万円未満	2者以上
50万円以上	3者以上

注)見積徴取については、競争性を発揮できるよう個々に業者を選定し依頼すること。

●次のいずれかに該当する場合は、予定価格が5万円以上であっても見積徴取者数を1者とすることができるが、その場合は、原則として価格の妥当性を証する資料(積算資料、類似契約資料等)を添付するものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時
- (2) 施行令第3号又は第4号に該当するとき
- (3) 災害の発生等により緊急を要するとき

●次のいずれかに該当する場合は、予定価格が5万円以上であっても見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 収入印紙、郵便切手のほか、法令等で価格が確定しているとき
- (2) 不動産の売買、賃借をするとき
- (3) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき

第3 随意契約ガイドライン

(1) 施行令第1号の規定による場合（少額随意契約）

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

事務の効率性の観点から契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができるとされている（以下「少額随意契約」という。）。この場合における金額については規則第17条第2項に、次のとおりの定めがある。

ただし、本号に適合するとしても、価格の妥当性については担保すべきものとする。

契約の種類	予定価格 (1件税込)	適用
ア 工事又は製造の請負	200万円を超えないもの	建設工事のほか、建築物等の修繕、印刷製本（製作請負）を含む。
イ 財産の買入れ	150万円を超えないもの	地上権、特許権等の無体財産を含む、土地、建物から消耗品、物品の一切の財産の購入等をいう。
ウ 物件の借入れ	80万円を超えないもの	土地、建物、機械、器具などの有体物（無体財産は除く）の借入れ
エ 財産の売払い	50万円を超えないもの	「イ 財産」の売払い
オ 物件の貸付け	30万円を超えないもの	「ウ 物件」の貸付け
カ 前各号に掲げるものの以外 のもの	100万円を超えないもの	物品修理、委託業務、役務の提供及び電子複写サービス等の契約

注1) 本号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は、厳に禁止する。

注2) 本号に該当し、かつ、他の号にも該当するときは、本号を優先して適用することとするが、契約の相手方が特定される場合は他の号も併せて適用し、理由書等に明記すること。

(2) 施行令第2号の規定による場合（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

一般的な基準

- 「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、一般的には、このような契約は通常不特定多数人又は特定多数人の参加を求めて競争により、最低の価格で申込みをした者と契約を締結するというようなことは、まず考えられない。このような契約は、その性質そのものが競争入札に適しない性格を持っている
- 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払う場合」とは、ある特殊な品物を納入させる契約を締結するような場合、その品物を業者が製造するについては、当該普通地方公共団体がもっている原材料をその業者に売り払った上でその原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合である。このような契約は競争入札に適せず、随意契約によることができるとするものである。
- 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、おおむね次の場合が該当する。
 - ・特殊な技術、手法、機器又は設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約
 - ・契約締結を秘密にすることが当該契約目的の達成上必要である契約など、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な場合をいう。

【工事請負契約関係】

A－1 特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

- ① 特許工法等の新開発工法を用いる必要がある工事
- ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

A－2 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合

- ① 本施工に先立ち行われる試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工者に施工させなければならない本工事
- ② 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

A－3 コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

B-1 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ所期の契約目的を達成することができない場合

- ① 機器・システム等（ソフトのシステム開発含む）の設置業者・開発業者又はこれらに準じる者で、その業者と契約しなければ既存の設備等の使用に支障が生ずるおそれがある場合又は安全責任が果たせない場合
- ② 極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られる場合
- ③ 法律、法令等の規定に基づき履行可能な業者が特定される場合
- ④ 他の公共団体と共同で運営処理をするために業者が特定される場合
- ⑤ 市での入札参加資格に関する登録業者が 3 者未満のため競争入札に付することができない場合
- ⑥ 市と共同で開発等をするため業者が特定される場合
- ⑦ 市の行為を秘密にする必要がある場合（ただし、単に契約締結権者が必要と判断しただけではなく、客観的に秘密にする必要が求められる）
- ⑧ 自治体の特定の公益目的達成に必要な場合
 - (ア) 契約相手方が公的機関あるいは準ずる機関となる場合
 - (イ) 政策的(理由が明確)委託であり、相手方が市民団体等となる場合
 - (ウ) 劇団や楽団等であり、運営委員会や実行委員会等により決定された機関となる場合
 - (エ) 法や条例等で契約相手方が決められている場合
 - (オ) 国、県、市が委託を目的として設立した団体となる場合

B-2 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合

- ① 継続的な業務で業者を特定しないと事業そのものの継続が危ぶまれる場合
- ② 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合

B-3 市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）の中で位置づけられるため特定のものの契約を必要とする場合

B-4 その他

- ① 単価契約によって契約済の場合における物品の購入その他の契約
- ② 新聞、雑誌、追録、郵便切手、郵便葉書等の購入契約で、その性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合
- ③ 食料品の買入れその他賄いに関する契約で、その性質又は目的が競争に適しない場合
- ④ 水の供給を受ける契約又は放送の受信契約
- ⑤ 保険の契約でその性質及び金額に競争の余地がないと認められる場合
- ⑥ 国又は他の地方公共団体と共同して行う物品の購入及び印刷製本の契約
- ⑦ 医師又は弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地が少ない場合

⑧ 賃貸借契約のうち、次に掲げる場合

(ア) 物品借上げが一時的で、その性質又は目的が競争に適しないもの

(イ) 賃貸借契約の更新に伴うもの

⑨ 公共事業の施行に伴う補償で相手方が特定される場合

B-5 コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している業務

(3) 施行令第3号の規定による場合（特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に

使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

次に掲げる施設等から規則で定める手続により物品を買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合

1. 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れるとき

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設
- ② 小規模作業所（障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- ③ これらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者
- ④ 生活困窮者自立支援法第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者であるもの

2. 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約

3. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。

4. 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

注）上記施設等から物品を買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合は、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、規則第17条第3項の規定により、発注見通しと契約を締結した後であっては契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について、市のホームページ等で公表するものとする。

(4) 施行令第4号の規定による場合（新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

注 1) 新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に、その新たな事業分野の開拓の実施に関する次に掲げる事項を記載させた計画を提出させるものとする。

- ① 新商品の生産等の目標
- ② 新商品等の内容
- ③ 新商品の生産等の実施時期
- ④ 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

注 2) 注 1 の計画は、次に掲げる事項に適合するものであることを審査した上で認定するものとするが、市長の認定にかかる事務について新たに定める必要がある。

- ① 新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- ② 新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の効率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- ③ 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

注 3) 注 1 の計画を確認しようとするときは、あらかじめ上記のいずれにも適合するものかどうかについて、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

注 4) 本号により物品を買入れる場合は、前号と同様に規則第 17 条第 3 項の規定により、市のホームページ等で公表するものとする。

- (5) 施行令第 5 号の規定による場合（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

【工事請負契約関係】

A-1 緊急に施工しなければならない工事であつて、競争入札に付する時間的な余裕がない場合

- ① 道路陥没等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事
- ④ 施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

B－1 緊急に履行しなければならない業務であって、競争入札に付する時間的な余裕がない場合（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

- ① 道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧のため必要とするもの
- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- ③ 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの
- ④ 衆議院の解散による衆議院議員の総選挙など、法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点が定められるもので、当該期間が短いため緊急に必要とするもの
- ⑤ 施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に必要とするもの

B－2 緊急に調達を必要とする物品であって、競争入札に付する時間的な余裕がない場合（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

- ① 災害時に緊急物資を購入するとき
- ② 感染症発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等を購入するとき

注1) 災害時等に緊急の必要があつて、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至る場合などをいうものとされている。

（参考）平成 16 年 3 月 24 日前橋地裁判決

注2) 緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であつて、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない。

（参考）平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号「公共調達の適正化について」

(6) 施行令第 6 号の規定による場合（競争入札に付することが不利と認められるとき）

競争入札に付することが不利と認められるとき

【工事請負契約関係】

A－1 現に契約履行中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

- ① 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった追加工事
- ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

A－2 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

- ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

A－3 他の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

- ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- ② 他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

B－1 現に契約履行中の者に履行させるときには、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

- ① 当初予期しなかった事情の変化等により必要になった業務
- ② 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- ③ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をするいとまがない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現請負業者との契約）

B－2 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合

- ① 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの
- ② 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの（期間の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

B－3 他の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められるもの

注1) 本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定するものとする。

注2) 追加工事等が、本体工事の請負金額の30%を超えない場合は、本体工事の変更契約で行うことを原則とし、超える場合等において本号を適用し新たに契約をする場合であっ

ても本体工事の請負率の範囲内での契約をするものとする。

(参考) 昭和 44 年 3 月 31 日官房長回答「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」

- (7) 施行令第 7 号の規定による場合（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき）

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

【工事請負契約関係】

- A-1 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合
- A-2 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【物品買入・業務委託等契約関係】

- B-1 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該業者と委託する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの
- B-2 特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの
- B-3 競争の余地がない物品の買入で、公益的理由により有利な価格で契約することができるものと認められるもの

注) 「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に、品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

- (8) 施行令第 8 号の規定による場合（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

1. 一般競争入札においては参加者がいない場合、指名競争入札においては入札辞退者があり、

規定数に達しない場合

2. 再度の入札に付しても落札者がいない場合

注1) 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、一般競争入札においては、資格要件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては、指名替え等を検討し、再度競争入札に付するものとする。

注2) 本号を適用して随意契約を行う場合は、当初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く）を変更することができない。

注3) 国においては、国土交通省通知により、本号の適用は原則廃止するという運用が行われていることに留意する。

（参考）平成 17 年 8 月 29 日国地契第 46 号 国土交通省通知「不落随契の原則廃止等その厳正化について」

(9) 施行令第 9 号の規定による場合（落札者が契約を締結しないとき）

落札者が契約を締結しないとき

競争入札に付し、落札した者が契約を締結しない場合

注) 本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として順次、次順位の者に見積もり依頼をする。ただし、落札金額の範囲内において契約締結しなければならず、かつ、当初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件（履行期限を除く）を変更することができない。

第4 契約の相手方の制限

生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けている者を随意契約の相手方としてはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加停止を受けている者を随意契約の相手方とすることができる。

ア 施設管理業務等、継続性のある業務に関する契約であり、入札参加停止を受けている者を随意契約の相手方として契約を締結しない場合に不特定多数の市民の日常生活に多大な支障を及ぼすことが明らかであるとき。

イ 災害、事故又は機器の故障等に際し応急又は緊急の対策を講じるとき。

ウ その他、本ガイドラインに適合し真にやむを得ないと認められるとき。

第5 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

随意契約の相手方が契約内容の全てを第三者に再委託することは禁ずるものとする。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。

なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

ア 再委託を行う合理的理由

イ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

ウ その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争に適さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

第6 公表

随意契約の締結に関し、透明性を確保するために次の各号に掲げる内容により公表するものとする。

(1) 公表の対象

予定価格が1000万円以上の随意契約の全てを対象に、発注に関する見通しと契約締結後においては契約概要について公表を行うものとする。

(2) 発注見通しの公表項目

ア 発注担当所属の名称

イ 契約件名

ウ 契約予定期間

エ 契約概要

オ 契約時期

(3) 契約締結後における契約概要の公表項目

ア 発注担当所属の名称

イ 契約件名

ウ 契約内容

エ 契約締結日

オ 契約の相手方

カ 契約金額

キ 随意契約根拠規定

(4) 公表時期及び期間

ア 随意契約の発注に関する見通しは、毎年度 4 月 1 日（予算が成立していないときは予算成立後）を目途に公表するとともに、毎年度 10 月 1 日を目途に見直しを行い公表するものとする。

イ 契約締結後における契約概要は、毎年度 4 月 15 日と 10 月 15 日を目途に公表するものとする。

ウ 随意契約の公表期間は、随意契約を締結した日の翌日から起算して 2 年が経過する日までとする。

(5) 公表の方法

発注見通しの公表については、生駒市公式ホームページ及び市政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

契約締結後における契約概要の公表については、生駒市公式ホームページ及び市政情報コーナーで閲覧に供する方法により行うものとする。また、契約の相手方とした理由等その他詳細事項については、各所属窓口において公表を行うものとする。

(6) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づく随意契約の公表

特定の施設等から物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約及び新規事業分野の開拓事業者により生産された新商品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約に係る随意契約に関しては、契約規則第 17 条第 3 項の規定に基づき公表の対象とする（ただし、第 3（1）注 2）により 1 号と併せて適用する場合を除く）。

なお、公表に際し各項目に加えて、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号に基づく随意契約であることを明示する。

(7) 予定価格 250 万円超の建設工事請負契約にかかる随意契約の公表

予定価格が 250 万円を超える建設工事請負契約にかかる随意契約は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）の定めに従い、発注見通しと契約締結後における概要の公表が義務付けられている。

(8) 公表の例外

市の行為を秘密にする必要がある場合（ただし、単に契約締結権者が必要と判断しただけではなく、客観的に秘密にする必要が求められる。）は、公表の対象としない。

第 7 その他

(1) 公法上の契約

地方公共団体が行う契約は、一般の工事請負や売買・賃借などの私法上の契約と、法律を根拠にした公法上の契約に分類されると解されている。

公法上の契約は、公共的性質を持っていることから、契約の自由が認められる場合は少なく、法律によって様々な規制を受けることが多い。その例として、公共団体相互間の事務の委託、道路、河川の費用負担についての協議のように公共団体相互間でなされるもの、農地法による土地の売渡しのように公共団体と私人の間でなされるもの、土地収用法上の協議のように私人間相互でなされるものがある。

公法上の契約か否かの判断は様々な角度からの検討が必要となるため、本ガイドラインの対象として取り扱うものとする。

(2) 指定管理者制度との関係

指定管理者制度とは、主として公募によって対象業者を選定し、議会の承認を得た上で、「指定」という行政処分を行うものであり、契約行為ではない。したがって、地方自治法第 234 条の適用は受けず、協定締結前に議会の承認を要することから、本ガイドラインの適用外とする。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。ただし、「第 6 公表」の規定については、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(内規の廃止)

- 2 生駒市物品契約事務取扱内規（昭和 62 年 4 月 1 日）は、廃止する。

(読み替え)

- 3 生駒市水道局にあっては、本ガイドラインで示している施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号に換えて地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項の各号に読み替えるものとする。

また、規則の規定については、生駒市水道事業契約に関する規程によるものとする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

随意契約理由書

契約内容	契約件名	
	契約の相手方となる者の 名称・代表者	
	選定方法	☐ 見積合わせ ☐ その他（ ）
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 200万円以下 ☐ 財産の売払い 50万円以下 ☐ 財産の買入れ 150万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入れ 80万円以下 ☐ その他のもの 100万円以下	
	☐ 2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき	
	☐ 3号「特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約」	
	☐ 4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ若しくは借入れ又は新役務の提供を受ける契約」	
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	ガイドライン適用項目：	
随意契約理由・根拠の説明（※具体的に記入のこと。）		

委託業務随意契約確認表

契 約 件 名	
委託業務概要	
契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

区 分	確 認 事 項	適 用
1 委託業務の内容及び仕様	仕様書を精査し委託業務の内容及び範囲を明らかにしているか。	
2 情報の収集及び標準化	当該委託業務と類似の委託業務契約を締結している自治体や所属から情報収集を行っているか。	
3 予定価格の設定	① 予定価格を積算しているか。 (予算額をそのまま用いていないか。)	
	② 予定価格の設定に当たり、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して、客観的かつ適正に積算しているか。	
4 契約の相手方となる者の選定手続	① 2名以上から見積書を徴するなど、競争性を確保しているか。(他に履行可能なものがない場合を除く)	
	② 見積書を徴する相手方は、知識、技術、経験等を総合的に判断して選定しているか。	
5 契約金額の妥当性	契約金額に関して、公共単価や類似業務の実例価格等から、おおむね妥当性があるか。または、契約の相手方となる者と価格交渉を重ねおおむね妥当性があるか。	

以下は継続して委託する場合のみ記載

6 委託の継続	同一の業務について、同一の委託先との間で契約を再度締結する場合は、次のいずれかに該当しているか。 ☐ 委託業務の内容に専門性又は特殊性があるため、代替可能な者が他に存在しないとき ☐ 委託先を変更することにより、経済性、効率性又は市民サービスを著しく低下させ、又は履行の遅延を生じさせるなど、委託業務の連続性を確保できないとき ☐ その他()	
7 委託業務の見直し	委託業務を同一又は類似の内容で継続して実施する場合は、実施するごとに、委託先、内容、効果及び範囲等について、必要な見直しを行っているか。	

※この様式は、**委託業務のみ**作成して下さい。また、随意契約理由書(様式第1号)も併せて作成して下さい。

※適用欄は各所属でチェックし、契約締結起案に添付して下さい。(適否欄記入方法:適 → ○、否 → ×、該当なし → -)

※契約検査課の合議が必要な場合は、**各チェック項目の詳細を示す書面**を添付して下さい。

随意契約理由書チェック表

契約件名	
------	--

※ 必ず確認してください。チェックボックスにチェックしてください。

※ 該当しないものは、セルを網掛けしてください。

	区分	適用 条項	チエック項目	
1	業務概要・経過	共通	☐	業務概要・経過が必要に応じて端的に記載されているか。
2	適用法令	共通	☐	地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかにより随意契約可能となっているか（適用条項の記載あるか）。
3	相手方選定	共通	☐	随意契約の相手方を選定した理由が客観的かつ具体的に記載されているか。
4	契約手法選定	共通	☐	（競争入札を行わない場合）競争入札を実施しない理由が客観的かつ具体的に記載されているか。
5	全体	共通	☐	前例（経過）のみを理由としていないか。
6	少額随意契約	1号	☐	（1号随意契約の場合）（随意契約ガイドライン規定の見積徴収者数を満たしていることを前提に）見積合わせの結果、契約相手方と契約することが記載されているか。
7	競争入札に適しない随意契約	2号	☐	（2号随意契約の場合）（共通事項と重複するが特に）随意契約の相手方を選定した理由（相手方しかいない理由）が客観的かつ具体的に記載されているか。
8	プロポーザル	2号	☐	（プロポーザルによる場合）プロポーザルガイドラインに基づき、プロポーザル方式を採用した理由及び事業者選定理由が的確に記載されているか。
9	特定の施設等との随意契約	3号	☐	（3号随意契約による場合）政令に記載ある特定の施設との契約であることが明確に記載されているか。
10	緊急随意契約	5号	☐	（5号随意契約による場合）緊急の必要について、具体的に随意契約に記載されているか。
11	競争入札に付することが不利な場合の随意契約	6号	☐	（6号随意契約による場合）競争入札に付することが不利である理由について、客観的かつ具体的に記載されているか。
12	時価と比して著しく有利な随意契約	7号	☐	（7号随意契約による場合）時価に比して著しく有利な価格である理由について、客観的かつ具体的に記載されているか。
13	不落随意契約	8号	☐	（8号随意契約による場合）入札者がいない、又は再度の入札に付し落札者がいないことの経過が記載されているか。
14	不落随意契約	8号	☐	（8号随意契約による場合）再度公告を行うことができない理由が記載されているか。
15	契約不調随意契約	9号	☐	（9号随意契約による場合）落札者が契約を締結しないことの経過が記載されているか。
16	契約不調随意契約	9号	☐	（9号随意契約による場合）再度公告を行うことができない理由が記載されているか。

(参考) 随意契約理由書作成チェック表解説

※ 本シートは随意契約理由書作成チェック表の解説したもの。

※ 随意契約理由書の作成にあたっては、下表の記載事項を踏まえて、その記載内容を十分確認を行うとともに、随意契約理由・根拠の説明欄には、判断に至った経緯を含め、競争入札の例外事項である随意契約を締結することができる理由・根拠を、客観的かつ具体的に、過不足なく分かりやすく記入すること。

	区分	適用 条項	チエック項目 (上段：チェック項目/下段：解説)
1	業務概要・経過	共通	業務概要・経過が必要に応じて端的に記載されているか。 誰が読んでも分かりやすい随意契約理由書作成のため、端的に業務概要・経過を記載すること。冗長な文章とならないよう留意すること。
2	適用法令	共通	地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかにより随意契約可能となっているか（適用条項の記載あるか）。 随意契約が締結可能であるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に限定列挙されており、同条項各号に該当しない場合は随意契約が締結できないことから、適用条項を明記すること。複数の号に該当する場合は、適用号を併記すること（少額随意契約に該当する、3号・4号随意契約等）。
3	相手方選定	共通	随意契約の相手方を選定した理由が客観的かつ具体的に記載されているか。 相手方選定理由について、客観的かつ具体的に記載すること。2号随意契約はもとより、5号・6号・8号・9号随意契約による場合も、なぜその相手方を選定したのか理由を記載すること。
4	契約手法選定	共通	（競争入札を行わない場合）競争入札を実施しない理由が客観的かつ具体的に記載されているか。 契約においては、競争入札が原則であり随意契約は例外であることから、入札等によらない理由についても記載すること。
5	全体	共通	前例（経過）のみを理由としていないか。 従前から随意契約をしているとの理由で安易的に随意契約を繰り返すのではなく、随意契約を締結することができる理由を客観的かつ具体的に記載すること。
6	少額随意契約	1号	（1号随意契約の場合）（随意契約ガイドライン規定の見積徴収者数を満たしていることを前提に）見積合わせの結果、契約相手方と契約することが記載されているか。 1号随意契約においては、見積合わせの結果、契約相手方と随意契約を締結することについて、随意契約理由書に記載すること。なお、ガイドライン上、予定価格30万円以上について、3者以上の見積を要するとともに、随意契約理由書の作成が必要とされていることに留意すること。
7	競争入札に適しない随意契約	2号	（2号随意契約の場合）（共通事項と重複するが特に）随意契約の相手方を選定した理由（相手方しかいない理由）が客観的かつ具体的に記載されているか。 2号随意契約においては、特に相手方しかいない理由（唯一性）について、説明を行うこと。なお、ガイドラインB-3「市の施策」を理由とする場合においても、上記唯一性の説明が必要であることに変わりないことから、十分に留意すること。
8	プロポーザル	2号	（プロポーザルによる場合）プロポーザルガイドラインに基づき、プロポーザル方式を採用した理由及び事業者選定理由が客観的かつ具体的に記載されているか。 プロポーザル方式による契約は、2号随意契約であることを理解のうえ、プロポーザルガイドラインに基づき、プロポーザル方式の採択理由及び事業者選定理由を明確に記載すること。
9	特定の施設等との随意契約	3号	（3号随意契約による場合）政令に記載ある特定の施設との契約であることが明確に記載されているか。 特定の施設との契約であることを明記すること。なお、3号のみを根拠として随意契約を行う場合は、発注見直し及び契約締結結果の公表が必要となること（契約前及び契約後にそれぞれ公表事由があること）に留意すること。
10	緊急随意契約	5号	（5号随意契約による場合）緊急の必要について、具体的に随意契約に記載されているか。 緊急の必要について具体的に記載するとともに、緊急の必要に対応するために、なぜ当該事業者を選定したのか、理由についても記載すること。
11	競争入札に付することが不利な場合の随意契約	6号	（6号随意契約による場合）競争入札に付することが不利である理由について、客観的かつ具体的に記載されているか。 競争入札に付することが不利な理由について、客観的かつ具体的に説明すること。また、毎年6号随意契約を繰り返すことがないよう、適切な予算措置を行うこと。
12	時価と比して著しく有利な随意契約	7号	（7号随意契約による場合）時価に比して著しく有利な価格である理由について、客観的かつ具体的に記載されているか。 時価に比して著しく有利な価格であることについて、客観的かつ具体的に説明すること。
13	不落随意契約	8号	（8号随意契約による場合）入札者がいない、又は再度の入札に付し落札者がいないことの経過が記載されているか。 同号による随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除く予定価格その他の条件について変更することができないので留意すること。
14	不落随意契約	8号	（8号随意契約による場合）再度公告を行うことができない理由が記載されているか。 時機を逸する等、再度公告を行うことができない理由について記載すること。
15	契約不調随意契約	9号	（9号随意契約による場合）落札者が契約を締結しないことの経過が記載されているか。 同号による随意契約を行う場合は、原則として入札の次順位者に対し見積を行うこととし、落札金額の範囲内においてのみ契約締結が可能である。また、履行期限を除く予定価格その他の条件を変更することはできないことに留意すること。
16	契約不調随意契約	9号	（9号随意契約による場合）再度公告を行うことができない理由が記載されているか。 時機を逸する等、再度公告を行うことができない理由について記載すること。